

平成 26 年 1 月 24 日
四国電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 19 条第 12 項の規定にもとづき届出を行なった選択約款の口座振替割引契約（平成 26 年 4 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ口座振替割引額を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、5（料金）、附則 3（延滞利息の適用開始までの取扱い）および附則 4（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める口座振替割引額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で四捨五入しております。

(1) 5（料金）および附則 3（延滞利息の適用開始までの取扱い）に定める口座振替割引額

単位	口座振替 割引額	消費税等 相当額
	円 銭	円 銭
1 契約につき	54.00	4.00

(2) 附則 4（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める口座振替割引額

単位	口座振替 割引額	消費税等 相当額
	円 銭	円 銭
1 契約につき	52.50	2.50